月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント･情報などを紹介する広報紙です

≪2023. 10 月号≫

発行：〒010-0065 秋田市茨島 1-12-16
ハローワーク秋田（電話 018-864-4111）

ハローワーク秋田の
各種情報はこちら↓

当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード（問い合わせ先右端の【】内）を押してください。

令和5年10月1日(日)から

秋田県の最低賃金が変わります。

変更前　9月30日(土)まで
時間額853円

↓

変更後　10月1日(日)から
時間額897円

※秋田県内すべての労働者に適用されます！

※日給･月給等の場合は時間額に換算！

○日給額÷1 日の所定労働時間
　≧897円

○月給額÷1か月の平均所定労働時間
　≧897円

【問い合わせ先】秋田労働局賃金室　（０１８－８８３－４２６６）または
秋田労働基準監督署（０１８－８６５－３６７１）まで

「業務改善助成金」の制度が拡充されました！

令和5年8月31日から　対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

事業場内で、最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、整備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金引き上げの計画 ＋ **設備投資等の計画**（機械設備、コンサルティング、人材育成・教育訓練など） → 計画の承認と実施 → **設備投資等の費用の一部を助成**

拡充のポイント

今まで

① 対象事業場の拡大

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**30円以内**の事業場

例：地域別最低賃金が920円の地域において

事業場内最低賃金が**955円**（差額35円）の工場 → **対象外**

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
- **賃金引き上げ計画**
- **事業実施計画（設備投資等の計画）**

事業実施計画　賃上げ計画　を提出し、計画の審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）
・計画に基づく賃上げの実施
・計画に基づく設備投資等の実施

③ 助成率区分の見直し

事業場内最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業場の場合

拡充後　拡充後　拡充後

拡充後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**の事業場

（先ほどの例）
事業場内最低賃金が**955円**の工場 → **対象に！**

差額が50円以内に拡大されたので、助成金が受けられるようになりました

＜対象＞
事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ計画の提出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です
- **賃金引き上げ結果**
- **事業実施計画（設備投資等の計画）**

事業実施計画　賃上げ結果

900円未満	9/10
900円以上950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業場の場合

詳細は厚生労働省のホームページでご確認下さい。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出 → 審査・交付決定 → 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施 → 労働局に事業実施結果を報告 → 審査 → 支給

申請期限　令和６年１月３１日

お問い合わせ先	業務改善助成金コールセンター （電話）０１２０－３６６－４４０ 受付時間　平日８：３０～１７：１５	申請窓口	秋田労働局　雇用環境・均等室 （電話）０１８－８６２－６６８４ 〒010-0951　秋田市山王７―１－３	郵送可

月刊ハローワーク通信（2014 年 6 月創刊：第 111 号）　2023. 10. 1 発行

中小企業・小規模事業者の皆さま

令和5年度　厚生労働省秋田労働局委託事業

秋田働き方改革推進支援センター

を活用しませんか!

貴社のニーズに合わせて対応いたします。まずはご相談ください。

NEXT WORK STYLE

働き方改革広がる

相談方法

電話、来所、メールまたはオンライン
専門家の個別訪問、各地での出張相談
※社会保険労務士が企業にお伺いします。

費　用

無　料

相談内容

研修会や相談会へ講師・相談員を無料で派遣します。

その他

「同一労働同一賃金ってなに？」
「人手不足を解消したい」　「助成金を活用したい」
「法改正に合わせた就業規則の見直し」
「ハラスメント防止対策がしたい」
「育児、介護休業を取りやすくしたい」
など、労務に関するお困りごとについて、お手伝いします。

お問い合わせ先

秋田働き方改革推進支援センター

●ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ：0120-695-783

（繋がらない場合：０１８－８６５－５３３５（有料））
受付時間　平日９：００～１７：００

●住所：秋田市大町 3-2-44　大町ビル３階

●MAIL：support@hatarakikata.akita.jp

●FAX：018-823-3883

https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/akita.html

10月は中小企業退職金共済制度の「加入促進強化月間」です

～掛金の一部を国が助成する「安心・簡単・有利」な中小企業のための退職金制度～

中小企業退職金共済制度は、退職金制度を単独で備えることが難しい中小企業のために設けられた国の退職金制度です。

掛金の一部を国が助成し、**管理も簡単**で、**税制上の優遇措置**が受けられるなどの**メリット**があり、令和４年６月末時点で約５５万９千の中小企業が加入しています。

◆一般の中小企業退職金共済制度［中退共］
◆特定業種退職金共済制度（期間雇用従業者対象）
　・建設業退職金共済制度［建退共］
　・清酒製造業退職金共済制度［清退共］
　・林業退職金共済制度［林退共］
※詳細は、勤労者退職金共済機構ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 中退共：03-6907-1234（本部ｺｰﾙｾﾝﾀｰ）　清退共秋田支部：018-863-6455
建退共秋田支部：018-823-5495　林退共秋田支部：018-866-7421

ハローワーク秋田　雇用の動き（令和5年8月）

概況（全数）

有効求人倍率は 1.40 倍と前年同月比▲0.07 ポイントの低下となった。

新規求職者数は離職者が 10 か月ぶりに増加し、また、在職者も４か月ぶりに増加したことから 1,232 人（前年同月比＋5.7%）と６か月ぶりの増加となった。有効求職者数は 5,651 人（前年同月比▲2.0%）で 26 か月連続の減少となったが、減少幅は縮小している。

新規求人数は 2,628 人（前年同月比＋4.1%）と３か月ぶりの増加となった。製造業などで求人が減少したものの、管内スーパーマーケットから慢性的な人手不足を背景に 100 人を超える求人があったことや、複数の大学から事務、看護補助の増員求人があったこと、介護施設から介護職員の補充求人が増加したこと、給食受託会社から介護施設や病院での調理スタッフの求人が増加したこと、労働者派遣業から派遣求人が増加したこと等が主な増加要因である。有効求人数は 7,919 人（前年同月比▲6.5%）と４か月連続の減少となった。

人手不足に加えて諸物価の高騰など企業経営の懸念材料が多く、雇用の先行きについて不透明感が強い。

■有効求人倍率（全数）の推移

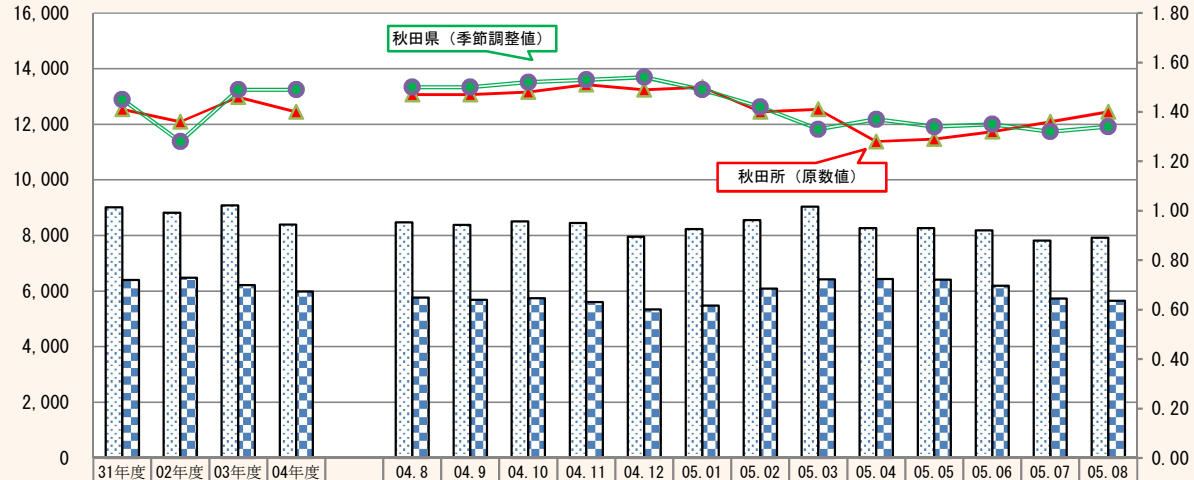

	31年度	02年度	03年度	04年度	04. 8	04. 9	04. 10	04. 11	04. 12	05. 01	05. 02	05. 03	05. 04	05. 05	05. 06	05. 07	05. 08
有効求人数	9,014	8,822	9,080	8,395	8,473	8,375	8,502	8,451	7,950	8,229	8,552	9,040	8,268	8,260	8,180	7,814	7,919
有効求職者数	6,403	6,480	6,217	5,982	5,765	5,687	5,742	5,610	5,342	5,478	6,092	6,428	6,438	6,416	6,188	5,732	5,651
求人倍率（秋田所）	1.41	1.36	1.46	1.40	1.47	1.47	1.48	1.51	1.49	1.50	1.40	1.41	1.28	1.29	1.32	1.36	1.40
求人倍率（秋田県）	1.45	1.28	1.49	1.49	1.50	1.50	1.52	1.53	1.54	1.49	1.42	1.33	1.37	1.34	1.35	1.32	1.34